解散公告（第一回）

当市街地再開発組合は、平成二十九年十月三十一日兵庫県知事の認可公告により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

兵庫県明石市大明石町一丁目六番一三号
明石駅前南地区市街地再開発組合
清算人　喜田　耕史
岡野　吉秀
柏木　弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年九月二十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

福岡県北九州市門司区稲積一丁目二番二一
宗教法人光琳寺
清算人　末松　元汪

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年六月二十日開催の臨時社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、平成二十九年十月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

長崎県長崎市魚の町六番一一号
医療法人北里外科肛門科クリニック
清算人　北里　精司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年四月二十八日開催の社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により、平成二十九年九月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

さいたま市中央区本町東五丁目一三番二〇号
医療法人諸川会
清算人　諸川　薫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年九月十四日山梨県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

山梨県富士吉田市下吉田六丁目一番一号
富士吉田市中丸土地区画整理組合
清算人代表　廣瀬　俊秀

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年八月六日開催の臨時総会で決議し平成二十九年九月二十五日の京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

京都府船井郡京丹波町蒲生前野二一番地
蒲生生産森林組合
清算人　田端　耕喜

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年八月六日開催の臨時総会で決議し平成二十九年九月二十五日の京都府知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

京都府船井郡京丹波町蒲生前野二一番地
元蒲生生産森林組合
清算人　岡本　甚一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

神戸市北区山田町東下字狐塚一二番地の一
農事組合法人東下グリーンファーム
清算人　前田　友代

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年九月十一日目的たる業務の成功の不能により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

北海道様似郡様似町大通二丁目一番地
医療法人三和会
清算人　三上　徹成

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年四月三十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、平成二十九年九月四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

札幌市北区北三三条西三丁目二番二五号
医療法人社団さくま内科循環器科
清算人　佐久間啓治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年六月一日開催の社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により、平成二十九年九月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月六日

埼玉県さいたま市浦和区岸町五丁目一〇番一九号
医療法人太田小児クリニック
清算人　太田　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県古河市中央町一丁目五六二六番地、最後の住所茨城県古河市大手町三番四号
被相続人　亡　潮　喜明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

茨城県古河市中央町一丁目一〇番三〇号
弁護士法人古河法律事務所
相続財産管理人　弁護士　立石　有作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字安行領家九四五番地一、最後の住所埼玉県川口市大字安行領家九四五番地の一　被相続人　亡　塚越　勝秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

埼玉県さいたま市大宮区東町一―一四五―一階
相続財産管理人　弁護士　池上　雅弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区新宿四丁目四九番地、最後の住所千葉県大網白里市大網三四〇番地
被相続人　亡　新井　晴男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月六日

事務所千葉市中央区中央三丁目四番八号
コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大久保佳織

第２期決算公告

平成29年9月29日
東京都千代田区有楽町一丁目12番１号
新有楽町ビル11階
株式会社ｕｎｅｒｒｙ
代表取締役　内山　英俊

貸借対照表の要旨（平成29年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	310,977
	固定資産	4,056
	資産合計	315,033
負債及び純資産の部	流動負債	43,099
	株主資本	271,933
	資本金	139,350
	資本剰余金	136,350
	資本準備金	136,350
	利益剰余金	△3,766
	その他利益剰余金	△3,766
	（うち当期純損失）	(10,547)
	負債・純資産合計	315,033